

八雲町（八雲総合病院）奨学金貸付制度の概要

1. 目的

助産師、看護師及び准看護師を養成する学校または養成所に在学し、または入学しようとする者で、将来、八雲総合病院において看護業務に従事しようとする者に対し、その修学に必要な資金を貸付し、もって八雲総合病院に必要な看護職員を育成確保することを目的とする。

2. 対象者

助産師、看護師及び准看護師の養成施設に在学し、または入学しようとする者で、将来、八雲総合病院において看護業務に従事しようとする者。

3. 貸付金額

(1) 助産師養成施設に在学する場合	月額	100,000円
(2) 看護師養成施設に在学する場合	月額	60,000円
(3) 准看護師養成施設に在学する場合	月額	30,000円

4. 貸付期間

当該養成施設に入学した月から卒業の当月まで。
なお、在学途中年度から貸付も可能。

5. 貸付方法

毎月、月末までに奨学生が指定した口座に銀行振込をする。
特別の事情がある場合は、数ヶ月分まとめて貸付できる。

6. 貸付の申請

連帯保証人を2名定め、町長に申請する。

※連帯保証人は、独立の生計を営む成年者を定め、貸付けを受けようとする者が未成年者であるときは、連帯保証人のうち1人は、法定代理人（保護者）とすること。

7. 返還の免除

卒業の月の翌日から八雲総合病院に勤務し、資格を取得した日から下記の期間を勤務したときは、奨学金の返還を免除する。

- (1) 准看護師で看護師の資格を取得した者は2年以上
- (2) 高等学校卒業で看護師の資格を取得した者は3年以上
- (3) 看護師で助産師の資格を取得した者は2年以上
- (4) 准看護師の養成施設を卒業し、准看護師の免許を取得した者は2年以上
- (5) (1)に該当する者で看護師の養成施設から引き続き助産師の養成施設に入学し、資格を取得した者は4年以上
- (6) (2)に該当する者で看護師の養成施設から引き続き助産師の養成施設に入学し、資格を取得した者は5年以上
- (7) 在学途中で奨学金を志願した者は、その貸付期間